

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部  
研修生の処遇に関する要綱

制定日 平成24年10月1日  
改正日 平成26年8月12日  
改正日 令和元年9月29日  
改正日 令和5年4月24日  
改正日 令和5年7月28日

本要綱は、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部規程第6条に定める研修生の処遇に関し定める。

記

(登録)

第1条 総務委員会は、研修生の登録事務を所掌し、登録に必要な手続きを定める。

(研修)

第2条 研修生は、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「本法人」という。）への入会に必要な研修単位取得のため、本法人及び神奈川県支部（以下「本支部」という。）が行う入会前研修を受講しなければならない。

2 入会前研修を受講し効果測定に合格した研修生は、本法人に入会を希望する場合には、本法人の会員の入会に関する規則に従い、入会の手続きを行うものとする。

3 研修生は各地区が独自で行う研修会に参加することができる。

(勉強会、講演会等への参加)

第3条 研修生は、本支部又は地区が開催する勉強会、講演会、相談会等に参加することができる。ただし、義務研修はこの限りではない。

2 相談等本法人会員が行うべきと判断される業務については研修生に担当させることはできない。

(支部総会・地区総会への参加)

第4条 研修生は、本支部又は地区の社員総会へ出席することができる。ただし、表決権、発言権は有しない。

(登録の申込と研修生登録料の負担)

第5条 研修生登録を申し込む者は、所定の申込書の提出とともに、第3項で定める研修生登録料を納入しなければならない。

2 登録の日は、申込書の提出又は研修生登録料納入のいずれか遅い日とする。

3 研修生は、研修生登録料として6,000円を負担するものとする。

4 研修会において参加費が徴収される場合は、前項とは別に負担しなければならない。

(研修生登録の有効期間)

第6条 研修生登録の有効期間は、入会前研修の受講開始日から2年間とする。ただし、登録後2年以内に一度も入会前研修を受講しない場合の有効期間は、登録後2年間とする。

2 本法人に入会を希望する者が前項の期間内に本法人へ入会申込をしなかった場合には、再度研修生登録申込を行わなければならない。

3 再度研修生登録をしようとする者は、前条で定める登録料を納入しなければならない。

4 再度研修生登録をする場合において、入会前研修の受講済単位履歴は、再度の申込後に累積することはできない。

(研修生の資格の喪失)

第7条 研修生が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本法人の個人正会員として登録されたとき。
- (2) 研修生登録抹消届の提出をしたとき。
- (3) 行政書士登録を抹消されたとき。
- (4) 前条第1項の有効期間満了後、第3項による研修生登録申込を行わなかったとき。
- (5) 本人が死亡したとき。

(登録抹消)

第8条 研修生は、支部長が別に定める研修生登録抹消届を支部長に提出して、任意に研修生の登録を抹消することができる。

(抛出金品の不返還)

第9条 既納の登録料及びその他の抛出金品は、返還しない。

附則

本要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

1 本要綱は、平成26年8月12日から施行する。

附則

1 本要綱は、令和元年9月29日から施行する。

附則

1 本要綱は、令和5年4月24日から施行する。

附則

1 本要綱は、令和5年8月1日から施行する。